

# 職員が報酬を伴う地域貢献活動等を行う場合の許可基準及び運用について

令和5年5月 上山市庶務課

## 1 目的

地方公務員の兼業は許可制となっていますが、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少に伴う人材の希少化等を背景に、地方公務員も地域社会のコーディネーター等として、公務以外でも活動することが期待されるようになってきました。

このような中、若手職員から「地域課題解決や上山を盛り上げるため、自発的な活動を行いたい」との要望があり、職員が勤務時間外に地域や社会に貢献する活動に参加することは、市民との協働によるまちづくりのより一層の活発化、またその経験が職員の能力や行政サービスの向上に繋がると考えられることから、上山市職員の営利企業等従事の許可の基準に関する規則の規定に基づく報酬を得て従事する場合の許可基準と運用について定め、職員が積極的に地域貢献活動等に参加できるようにするものです。

## 2 対象となる活動

次の要件をすべて満たす活動であること。

- (1) 公益性が高く、継続的に行う地域貢献活動等であって、報酬を伴うもの。
- (2) 市内外の地域の発展、活性化に寄与する活動であること。

## 3 対象職員

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 一般職の職員（※ パートタイム会計年度任用職員は対象外）
- (2) 活動開始予定日において在職1年以上、または市長が特に必要と認める者

## 4 許可申請

職員が許可を受けようとする場合は、上山市役所服務規程第13条の規定に基づき営利企業等従事許可申請書を所属長の承認を得たうえで庶務課人事係に提出するものとする。

なお、申請書「申請理由」欄には、従事する理由及び期待される効果等を記載すること。

## 5 許可基準

次のいずれにも該当していること。

- (1) 勤務時間外、週休日及び休日の活動であり、職務の遂行に支障を来たすおそれがないこと。（原則として兼業時間数は週8時間以下又は1箇月30時間以下、勤務時間が割り振られた日においては1日3時間以下とする。）
- (2) 地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないこと。
- (3) 活動先の団体等と市との間に特別な利害関係が生じるおそれがなく、かつ特定の利益に偏することなく、職務の公正の確保を損なうおそれがないこと。
- (4) 報酬は、地域貢献活動等として許容できる範囲であること。
- (5) 市内外の地域の発展、活性化に寄与する活動であること。
- (6) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと。

## 6 許 可

市長は、内容審査において許可基準を満たすと判断した場合は、許可通知書を送付するものとし、許可基準を満たさないと判断した場合は、理由を付して許可しない旨を通知するものとする。

## 7 活動実績の報告

許可を受けた職員は、活動期間終了度1箇月を経過する日までに、地域貢献活動等実績報告書を所属長を経由したうえで庶務課人事係に提出するものとする。

## 8 許可の取消

市長は、次の事由のいずれかに該当すると判断した場合は、直ちに許可の取消しを行う。

- (1) 職務の遂行に支障を来たすおそれがあるとき。
- (2) 職務の公正性を失う又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令に違反したとき。
- (4) 信用失墜行為を行ったとき。
- (5) 虚偽の申請・報告があったと認められたとき。
- (6) その他任命権者が適切でないと判断したとき。